

交通利用者利便の向上

鉄道

業務担当：鉄道部

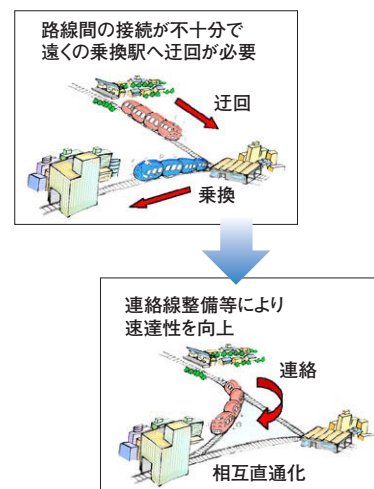
首都圏の鉄道が、利用者及び社会のニーズに的確に対応していくには、既存ストック活用の観点から、既設の鉄道路線の高度利用を図る必要があります。また、出発地から目的地までの移動を円滑にし、シームレス化、交通結節機能の強化が求められています。関東運輸局では、「都市鉄道利便増進事業」等を通じて鉄道利用者利便の向上に取り組んでいます。

[都市鉄道利便増進事業]

概成しつつあるネットワーク(既存ストック)を有効活用した都市鉄道の利便増進のため、利用者・地域ニーズの反映及び錯綜する利害の調整を図り、連絡線等の整備による速達性の向上などを推進します。



速達性の向上



速達性向上計画

- 新たな「受益活用型」の上下分離方式（既存路線に発生する「受益」も活用した施設整備）
- 鉄道の営業主体と整備主体が共同で計画を策定（上記「受益」の額等は国が裁定）
- 利用者や地域による提案を制度化

バス

業務担当：自動車交通部

バスは身近な公共交通機関として大きな役割を果たしています。その一方で、生活交通の改善、バリアフリー化の推進、安全・環境問題への対応や訪日外国人旅行者の移動円滑化などの課題を抱えています。関東運輸局では、これらの課題に対応しつつ、利用者利便の向上を図ることで、魅力あるバス交通の実現を目指しています。

[ノンステップバスやリフト付きバス等の普及促進]

ノンステップバスを中心に、リフト付きバスや連節ノンステップバスなどの導入を支援しています。

■ リフト付きバスの導入



■ BRTシステム(連節ノンステップバス及びそれと一体的に整備する停留所施設等)



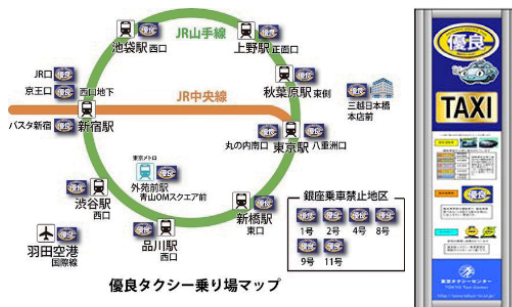
タクシー

業務担当：自動車交通部

タクシーは、利用者のニーズに対応したドア・ツー・ドアの個別輸送を担う、国民生活に欠かすことのできない公共交通機関です。関東運輸局では、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、利用者の選択制向上のための優良タクシー乗り場の設置等、サービス提供への取り組みに対応するほか、補助制度によりUD（ユニバーサルデザイン）タクシーやEV（電気自動車）タクシーの導入を支援する等、更なる利用者利便の向上を目指しています。

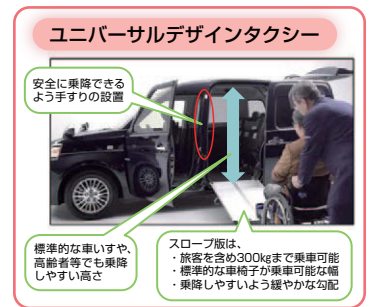
【選択制向上のための優良タクシー乗り場の設置】

安全・サービスの両面において一定の基準・評価を受けた運転者・事業者のみが入構することができるタクシー専用乗り場の設置。



【UDタクシーの普及促進】

高齢者・障がい者のほか、妊産婦や子供連れの人等、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及を促進。



【環境に配慮したタクシー乗り場】

地球にやさしいEV・HVタクシーの普及促進を図るため、新丸ビル前及び東京スカイツリータウン内に、「EV・HVタクシー乗り場」を設置。

■新丸ビル前タクシー乗り場

■東京スカイツリータウン内タクシー乗り場



すべての人が利用しやすいUDタクシーの普及促進を図るため、川崎駅東口にUDタクシー専用乗り場を設置。

■川崎駅前UDタクシー乗り場



船舶

業務担当：海事振興部

【旅客船の利便性向上、航路の活性化】

管内では、本土と伊豆諸島・小笠原諸島を結ぶ離島航路、東京湾内や関東と北海道を結ぶカーフェリー、港内や川・湖を走る遊覧船・レストラン船・水上バス・屋形船など、様々な旅客船が運航されています。

こうした旅客船事業の形態や利用者のニーズの多様化に対応するため、旅客サービスの改善や旅客施設・船舶のパリアフリー化の促進など利用者利便の向上を図り、さらなる航路の活性化を目指します。



【海を体験し、遊び、味わい、憩う「海の駅」】

「海の駅」は、プレジャーボート・ヨットなど海上からの来訪だけでなく、陸上からも「誰でも気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える場所」として全国で約170カ所のマリーナ、フィッシャリーナ等の施設が認定されています。

関東運輸局では、プレジャーボートの利用振興とともに、地域の交流・連携を深め、産業振興及び地域経済の活性化を目的として、関係団体と連携しながら、「海の駅」の設置及び活用を推進しています。



地域公共交通の確保・維持

人口の減少やモータリゼーションの進展により、バス、地域鉄道等の輸送量は減少していますが、自らの交通手段を持たない高齢者、学生等にとって、公共交通機関はなくてはならない存在となっています。

関東運輸局では、これらの交通機関の維持・確保等に努めています。

地域公共交通確保維持改善事業

業務担当：交通政策部／自動車交通部
海事振興部／鉄道部

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供されるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援しています。

[地域公共交通確保維持事業]

■ 陸上交通

地域特性や実情に応じた地域最適な地域間生活交通ネットワークと、同ネットワークに密接な地域内の生活交通等を一体的に、その運行を支援しています。

地域間幹線系統

業務担当：自動車交通部

地域間を結ぶ生活交通幹線バス路線のうち、赤字が見込まれる路線であって、地域がその路線を維持することが必要と認めた路線に対して、その運行を支援しています。



地域内フィーダー系統

業務担当：交通政策部

地域間幹線バス系統等と密接な地域内のフィーダー路線として生活交通ネットワークに必要な不可欠な生活交通の運行を支援しています。



■ 離島航路 業務担当：海事振興部

伊豆諸島及び小笠原諸島の離島住民の生活の安定・向上や島の産業振興になくてはならない離島航路の確保・維持・改善について、地方公共団体、運航事業者及び利用者代表からなる「東京都離島航路地域協議会」に参画して調査・検討を行うとともに、離島航路の運営費や船舶の建造費を補助する等、航路運営を支援しています。



[地域公共交通バリア解消促進等事業] 業務担当：鉄道部

■ 地域鉄道の安全性の向上

地域住民にとって重要な社会インフラである鉄道及び軌道の輸送の安全を確保するために、安全性向上に資する設備の整備等を支援しています。



[地域公共交通調査事業] 業務担当：交通政策部

都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会が取り組む地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査等を支援しています。

(注)地域公共交通確保維持改善事業には、その他に「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」が含まれています。

【新モビリティサービス推進事業】 業務担当：交通政策部

全ての人が最適な移動手段を利用できるよう、様々な移動手法・サービスを組み合わせて1つの移動サービスとしての提供を目指す取組を支援しています。

日本版MaaS推進・支援事業

多様な主体やサービスが参画するMaaSの導入や地域の課題に対応したMaaSと連携した新型輸送サービスの導入を支援する事業。

※MaaS(マース:Mobility as a Service)とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。



新型輸送サービス導入支援事業等

- AIオンデマンド交通や、グリーンスローモビリティ、シェアサイクル、マイクロモビリティ等の新型輸送サービスの導入支援
- ICカードやQRやタッチ決済、顔認証等の新たな決済手段の導入支援
- 交通情報のデータ化、混雑情報を提供するシステム等の導入支援

地域公共交通に関する勉強会等

業務担当：交通政策部

【公共交通シンポジウム】

少子高齢化など社会状況が変化していく中で、公共交通が抱える諸問題への対策の一環として、各事業者や地域の皆様に向けて、シンポジウムを開催しています。



※関東運輸局YouTubeチャンネルで配信

【がんばる地域応援プロジェクト】

地域の抱える公共交通の課題が多様化・複雑化する中で、制度を用意するだけでなく、制度を活用して地域の抱える課題を解決する方策を、地域と二人三脚で模索し、持続可能な地域公共交通の実現を図っていく『がんばる地域応援プロジェクト』を平成27年度より開催しています。

〈プロジェクトの目的〉

- 新たな地域公共交通計画等の策定を促進
- 計画策定後の公共交通活性化の取組や具体的な再編に向けた取組の推進
- 先進的な取組を行っている自治体や隣接自治体との連携・ネットワーク構築



現地開催勉強会の様子(講義) *オンラインとのハイブリッド開催



現地開催勉強会の様子(グループディスカッション)



オンライン勉強会の様子(講義)

高齢者・障害者等にやさしい交通の実現

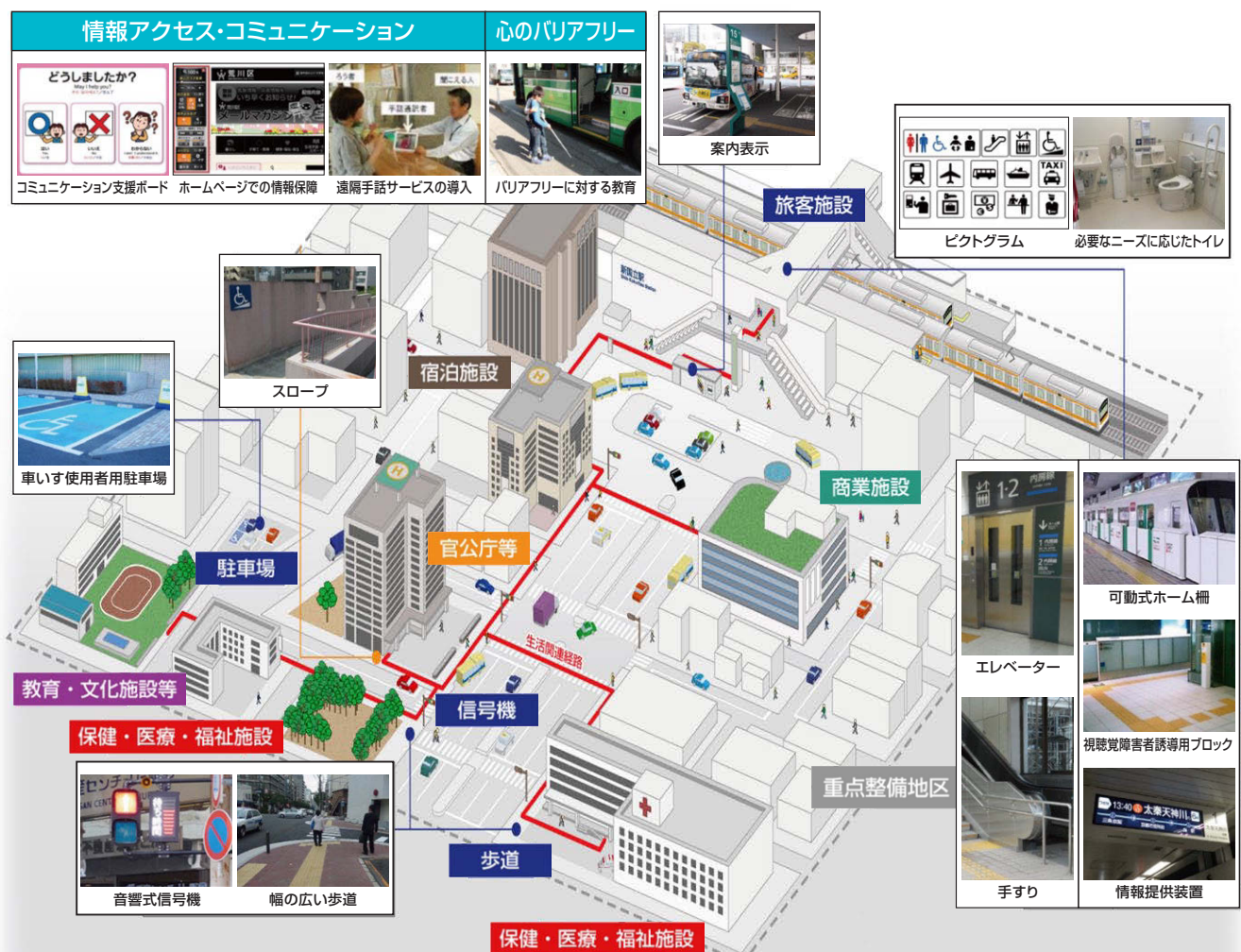
バリアフリー整備の促進

業務担当：交通政策部／鉄道部
自動車交通部／海事振興部／海上安全環境部

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）、妊婦やけが人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進するために、ハード、ソフトの両面からバリアフリー化の推進に努めています。

【交通施設のバリアフリー】

バリアフリー法では、駅などの旅客施設を新たに建設する場合や鉄道・バス・船舶などを新たに導入する場合、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を義務づけています。また、市町村は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、面的・一体的なバリアフリー化を示す「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」の策定や、公共交通機関（鉄道・バス・船舶などの旅客施設及び車両等）、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などを重点的・一体的に推進するために具体的な事業を位置づけた計画である「バリアフリー基本構想」を策定するためのスキームも盛り込んでいます。



[ハード整備(鉄道・バス・タクシー・船舶)]

高齢者・障害者が利用する際に、乗降しやすい設備をしています。

鉄道車両



タクシーのバリアフリー化



バスのバリアフリー化



旅客船のバリアフリー化



[ソフト政策(交通バリアフリー教室)]

心のバリアフリーを推進するため、高齢者や障害者等の疑似体験や介助体験を通じて、移動の際の困難さを理解していただくことを目的として開催しています。

鉄道駅構内(視覚障害者疑似体験)



ノンステップバス(車椅子乗降体験)



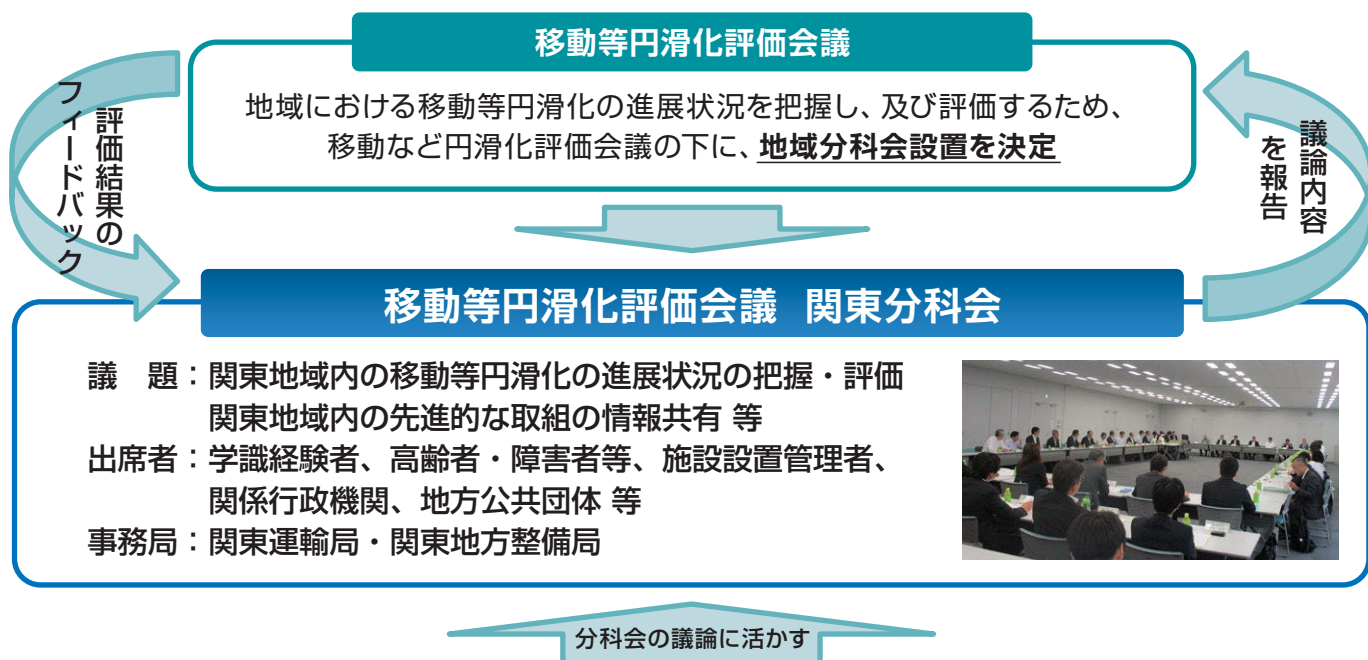
旅客船(車椅子利用体験)



[移動等円滑化評価会議]

- バリアフリー施策の検討・評価に当たり、障害者等が自ら参画し、その視点を施策に反映させることが重要
- 障害者団体から検討会等において、制度として障害者参画の仕組みを設けるべきとの意見

改正バリアフリー法において、障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議「移動等円滑化評価会議」の開催を明記。



〈地域(都県毎)の会議・ヒアリング(バリアフリーネットワーク会議)〉
地域のニーズ等をより詳細に把握するための会議を各運輸支局で開催

[啓発活動(ガイドブック)]

関東運輸局では、バリアフリーへの理解を深め、移動に様々な困難を抱えている高齢者や障害者の手助けができる「心のバリアフリー」社会を目指した施策を行っています。啓発活動として、小学生へのバリアフリー教室を開催したり、小学生向けに「こころのガイドブック」を作成し、配布しています。

